

壱岐市農業委員会定例会（令和３年３月）

議 事 録

1. 開催日時 令和３年３月２５日（木） 午前１０時
2. 開催場所 石田農村環境改善センター 大会議室
3. 出席委員 ・ ・ ・ ・ 農業委員会長 外 農業委員 １８名
4. 欠席委員 無
5. 事務局職員 事務局長 ・ ・ ・ ・ 係長 ・ ・ ・ ・ 主事 ・ ・ ・ ・
6. 議事日程
 - 第１．議事録署名委員の指名 ・ ・ 番 ・ ・ 委員 ・ ・ 番 ・ ・ 委員
 - 第２．議案第１３号 農地法第３条の規定による許可申請について
 - 議案第１４号 農地法第４条の規定による許可申請について
 - 議案第１５号 農地法第５条の規定による許可申請について
 - 議案第１６号 農地中間管理事業における農用地利用集積計画の決定について
 - 議案第１７号 農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）に関する意見について
 - 議案第１８号 農地中間管理事業における農用地利用配分計画変更（案）に関する意見について

7. その他

- 事務局 皆さん改めましてお早うございます。
ご案内の時間前ではありますが、皆さんお揃いでありますので、只今より令和３年３月の農業委員会の総会を開催致します。
本日の出席委員は１９名中１９名で過半数を超えておりますので、総会は成立を致しております。
それでは、・・会長に挨拶をお願い致しまして、引き続き議事の進行をお願い致します。
- 議長 【会長挨拶】
それでは、これより早速、議事に入らせて頂きます。まず日程第１の議事録署名委員及び会議書記の指名を行ないます。「壱岐市農業委員会会議規則第１８条第２項」に規定する議事録署名委員ですが、議長より指名させて頂いてよろしいでしょうか。【はいの声あり】
本日の議事録署名委員は、・・番・・委員、・・番・・委員をお願いを致しますと思います。よろしくお願い致します。
なお、本日の会議書記には事務局の・・主事を指名致します。

それでは、日程第2の議案第13号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局より議案の説明を求めます。

事務局

はい、議案第13号「農地法第3条の規定による許可申請について」、農地の所有権移転につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ決定の要がある。

所有権移転の案件が4件あがっております。受け手は全て個人ですので、「農地所有適格化法人要件」の適用はありません。

また、農地を譲り渡すことを目的とするもので、信託の引受け、信託事業による取得ではありませんので、「信託要件」の適用もありません。

それから、4件共売買、贈与ですので、又貸し、「転貸禁止要件」にも当たりません。

従いまして、「全部効率利用要件」、取得しようとする者が、農地全てを効率的に耕作すると認められること、この判断は、農機具が揃っているか、労働力が確保されているか、技術、農作業暦などで行ないます。

「農作業常時従事要件」、取得側が年間150日以上従事していること。

「下限面積要件」、取得後の面積が50アール以上かどうか。

「地域との調和要件」、農地の取得によって地域の農業形態に支障が出ないかと、というような4つの内容を審議して頂くことになります。

8番 土地の所在

勝本町西戸触 字丘中田 地目 畑 面積 1, 530㎡

勝本町西戸触 字當ノ木 地目 田 面積 717㎡

勝本町大久保触 字大内戸 地目 田 面積 2, 744㎡

同じく 地目 田 面積 356㎡

同じく 地目 田 面積 1, 573㎡

田が4筆で5, 390㎡、畑が1筆で1, 530㎡、計5筆で6, 920㎡です。

譲渡人、.

譲受人、.

経営地は、田が5, 390㎡、畑が2, 616㎡、計8, 006㎡です。

申請理由

譲渡人 後継者へ経営を移譲する。

譲受人 譲渡人の要望により、譲り受けて耕作に従事する。ということです。
権利の設定内容は、贈与です。

「全部効率利用要件」ではありますが、経営状況は、主に水稻・飼料の作付けです。農機具は、トラクター、ロールベア、ジャイロ、ラッピングマシン、軽トラを所有してあります。田植え、稲刈りは委託をされてあります。農作業暦は本人10年です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されま

す。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。

「下限面積要件」、も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、世帯内の移動で作付けも今までどおりですので、周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。3月22日に・・・委員さんと譲渡人立ち会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・・委員 議長。

議長 はい、・・・番・・・委員。

・・・委員 皆さんお早うございます。地区担当の・・・です。事務局の説明の通り22日に現地を確認致しました。

親の農地を5筆子供さんへの贈与でありますので、何ら問題は無いと思います。皆様のご審議をよろしくお願い致します。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第13号8番は決定いたします。

続きまして、9番の説明を求めます。

事務局 はい、9番 土地の所在

芦辺町諸吉大石触 字松崎 ・ ・ ・ ・ ・ 地目 田 面積 2, 488㎡

同じく ・ ・ ・ ・ ・ 地目 田 面積 700㎡

同じく ・ ・ ・ ・ ・ 地目 田 面積 500㎡

計 田が3筆で3, 688㎡

譲渡人、・・・・・・

譲受人、・・・・・・

経営地は、田が10, 082㎡、畑が3, 263㎡、計 13, 345㎡です。

申請理由

譲渡人 譲受人の要望により売却する。

譲受人 買い受けて、農業規模を拡大する。ということです。

権利の設定内容は、売買です。

「全部効率利用要件」であります。経営状況は、主に水稻・飼料の作付けです。農機具はトラクター、ロールベラー、ラッピングマシン、軽トラを所有してあります。田植え機、コンバインはリースをされてあります。農作業暦は本人が30年、妻10年、子5年です。通作距離は、約1km程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。

「下限面積要件」、も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、水稻を作付ける計画でありますので、周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

3月22日に・・・委員さんと譲受人立ち会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・・委員 議長。

議長 はい、・・・番・・・委員。

・・・委員 皆さんお早うございます。担当の・・・です。先程事務局より説明がありました通り3月22日凄く寒かったんですけど、・・・さん立ち会いの下、現地確認を行いました。申請地を認定農業者の・・・さんが購入後、水稻を作付けられるという事でありました。

何ら問題はないと思いますが、皆さん方のご審議をよろしくお願い致します。

議長 はい、以上の補足説明でございますけど、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第13号9番は決定いたします。

続きまして、10番の説明を求めます。

事務局 はい、2頁をお願いします。10番 土地の所在

芦辺町中野郷西触	字四国田	・・・・・・	地目	田	面積	1,003㎡
同じく		・・・・・・	地目	田	面積	152㎡
計	田が2筆で	1,155㎡				

976番2は共有名義でありまして持ち分126分の4のみの異動になります。

譲渡人、・・・・・・

譲受人、・・・・・・

経営地は、田が26,055㎡です。

申請理由

譲渡人 高齢の為、管理できないので譲受人へ売却する。

譲受人 譲渡人の要望により、買い受けて耕作に従事する。ということです。
権利の設定内容は、売買です。

「全部効率利用要件」であります。経営状況は、主に水稻の作付けです。農機具は、トラクター、田植機、コンバイン、乾燥機、軽トラを所有しております。

農作業暦は本人、妻共に13年、子8年です。通作距離は約2km程です。これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されま

す。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。

「下限面積要件」、も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、水稻を作付ける計画であり、周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。3月22日に・・・委員さんと譲受人立ち会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・・委員 議長。

議長 はい、・・・番・・・委員。

・・・委員 皆さん、お早うございます。地区担当の・・・でございます。事務局の説明の通り3月22日に現地確認を行いました。

今回、・・・さんが申請地を購入されて米を作付けするという事であります。・・・さんはこの周辺に2ヘクタールの田をお持ちでありまして、米を作られておりますので、何ら問題はないと思いますが、皆様方のご審議をよろしくお願い致します。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第13号10番は決定いたします。

続きまして、11番の説明を求めます。

事務局 はい、11番 土地の所在

芦辺町湯岳本村触 字清水 ・・・・ 地目 田 面積 703㎡

同じく ・・・・ 地目 畑 面積 337㎡

同じく ・・・・ 地目 田 面積 1,068㎡

田が2筆で1,771㎡、畑が1筆で337㎡、計3筆で2,108㎡です。

譲渡人、・・・

譲受人、・・・

経営地は、田が5,268㎡です。

申請理由

譲渡人 市外在住で管理出来ない為、現に耕作している譲受人へ譲り渡す。

譲受人 譲渡人の要望により、譲り受けて引き続き耕作に従事する。ということです。

権利の設定内容は、贈与です。

「全部効率利用要件」であります。経営状況は、主に水稻、飼料の作付けです。農機具は、管理機、トラクター、軽トラを所有してあります。田植え、稲刈りは委託されてあります。農作業暦は本人30年です。通作距離は50m程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。

「下限面積要件」、も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、今までどおり飼料を作付ける予定であり、周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。3月22日に・・・委員さんと譲受人立ち会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・・委員 議長。

議長 はい、・・・番・・・委員。

・・・委員 引き続き補足説明を致します。事務局の説明の通り3月22日に現地を確認致しました。

譲渡人は、譲受人の義理の妹さんでありまして、譲受人である・・・・さんが既に飼料を作付けされておりました。譲り受け後も引き続き飼料を作付けるという事ですので、皆さん方のご審議をよろしくお願い致します。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第13号11番は決定いたします。

続きまして、議案第14号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、3頁をお願い致します。議案第14号「農地法第4条の規定による許可申請について」、農地の転用につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ意見を付して進達の要がある。

1番 土地の所在

石田町石田西触 字大川 ・ ・ ・ ・ ・ 地目 田 面積 630㎡

転用目的 貸事務所

申請人、・・・・・・

申請理由 申請地に貸事務所を建設し、自らが経営する会社へ賃貸したいので申請します。というものです。

農振農用地区域外の農地で農地の区分は10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地であります。例外規定では居住者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの（住宅、店舗、事務所、作業場）となっております。

この案件は、・・・さんが経営する会社が貸事務所として利用するという事ですので、例外規定に該当すると判断を致しております。

位置図、写真、配置図は4頁から6頁です。3月22日に、・・・委員さん立

ち会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員 議長。

議長 はい、・・番・・委員。

・・委員 皆さんお早うございます。只今事務局より説明があった通り 22 日に現地確認を行いました。5 頁の写真を見てもらうとわかれると思いますが、前は道路になっておりますし、周辺農地には何ら影響はないかと思いますが、皆さん方のご審議をよろしくお願い致します。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第 14 号 1 番は意見を付して進達致します。

続きまして、2 番の説明を求めます。

事務局 はい、2 番 土地の所在

石田町池田仲触 字柏木 ・ ・ ・ ・ ・ 地目 田 面積 498㎡

転用目的 農業用施設用地

申請人、・ ・ ・ ・ ・

申請理由 隣接地に既に牛舎を建設しており、今回増頭を計画している為、申請地に新たに牛舎を増棟したいので、申請します。というものです。

農振農用地区域内の農地で用途区分の変更が県の同意を得て令和 3 年 3 月 9 日に完了を致しております。

位置図、写真、配置図は 7 頁から 9 頁です。用途区分変更時（2 月 18 日）に、・・委員さんと申請人のお父さん立ち会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員 議長。

議長 はい、・・番・・委員。

・・委員 お早うございます。地区担当の・・です。2 月の定例会の折に用途区分の変更の議案につきまして、ご承認を頂きました案件であります。

今回、事務局の説明の通り転用申請を行うということであります。皆様方のご審議をよろしくお願い致します。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第 14 号 2 番は意見を付して進達致します。

続きまして、議案第 15 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、10 頁をお願いします。

議案第15号「農地法第5条の規定による許可申請について」、農地の転用につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ意見を付して進達の要がある。

1番と2番は関連がありますので、一括して説明させていただきます。

1番 土地の所在

郷ノ浦町東触 字中尾の一部 地目 畑 面積 494㎡のうち49.39㎡

転用目的 進入路用地

設定者、

地役権者、

申請理由 申請地の隣接地に賃貸用共同住宅を建築する予定であり、その進入路として利用したいので申請します。というものです。権利の設定内容は、通行地役権です。

農振地域外の農地で農地の区分は公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い第2種農地と判断を致しております。

続きまして2番 土地の所在

郷ノ浦町東触 字中尾 地目 畑 面積 592㎡

転用目的 賃貸用共同住宅用地

譲渡人、

譲受人、

申請理由 夫名義の申請地を受贈し、賃貸用の共同住宅2棟を建築したいので申請します。というものです。権利の設定内容は、贈与です。

農振地域外の農地で農地の区分は公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い第2種農地と判断を致しております。

位置図、写真、配置図は12頁から14頁です。3月17日に、・・委員さんと譲渡人の・・さん立ち会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員 議長。

議長 はい、・・番・・委員。

・・委員 皆さんお早うございます。・・地区担当の・・です。事務局の説明の通り3月17日に旦那さんである・・さん立ち会いの下、現地確認を行いました。14頁の配置図をお開き下さい。郷ノ浦町東触字中尾・・・・に賃貸共同住宅を建築し、隣の土地の郷ノ浦町東触字中尾・・・・の一部を進入路として使用したいという事であります。合併浄化槽も設置されますし、周辺農地へは影響がないように農地からは離れて建築されるそうですので、何ら問題はないかと思いますが、皆様のご審議をよろしくお願い致します。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでし

ようか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第15号1番2番は意見を付して進達致します。

続きまして、3番の説明を求めます。

事務局

はい、11頁をお願いします。

3番 土地の所在

郷ノ浦町渡良南触 字漆 地目 畑 面積 499㎡

転用目的 一般個人住宅

譲渡人、.

譲受人、.

申請理由 現在、実家に住んでいる為、申請地を譲り受けて居宅を建設したいので申請します。というものです。権利の設定内容は、贈与です。

農用地区域除外が県の同意を得て令和2年7月7日に完了を致しております。農地の区分は公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い第2種農地と判断を致しております。

位置図、写真、配置図は15頁から17頁です。農用地区域除外時（令和2年4月21日に、. . . 委員さんと申請人立ち会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長

はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

. . . 委員

議長。

議長

はい、. . . 番 . . . 委員。

. . . 委員

只今事務局から説明がありました通りでございます。本人に3月の14日に確認を致しました。当初の計画通りに進んでいるので、許可が下り次第に次のステップに進みたいという事でございますので、よろしく願いしたいと思えます。以上です。

議長

はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第15号3番は意見を付して進達致します。

続きまして、議案第16号「農地中間管理事業における農用地利用集積計画の決定について」と議案第17号「農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）に関する意見について」は関連がございますので、一括上程いたしたいと思えます。事務局の説明を求めます。

事務局

はい、議案第16号と議案第17号は一括して説明させていただきます。18頁をお願い致します。

議案第16号「農地中間管理事業における農用地利用集積計画の決定について」、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定を市長より求められております。

19頁～21頁の令和3年3月農業委員会 農地中間管理事業における農

用地利用集積計画について（公社借入分）の一覧表のとおりでありまして、再度 18 頁をお願い致します。長崎県農地中間管理機構として、農地中間管理事業を実施する公益財団法人 長崎県農業振興公社が農地中間管理権を取得する計画が、賃貸借権設定の 5 年間の田、新規が 14 筆で 11,065.5㎡、畑、新規が 4 筆で 6,378㎡、9 年間の田、新規が 2 筆で 1,224㎡、10 年間の田、新規が 8 筆で 15,487㎡、賃貸借設定の合計が 28 筆で 34,154.5㎡、使用貸借権設定の 5 年間の田、新規が 4 筆で 3,037㎡畑、新規が 6 筆で 4,598㎡、10 年間の田、新規が 6 筆で 4,945㎡、畑、新規が 6 筆で 4,631㎡、使用貸借権の合計が 22 筆で 17,211㎡です。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

続きまして、22 頁をお願い致します。議案第 17 号「農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）に関する意見について」、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の 3 の規定による意見を求められております。23 頁～25 頁の令和 3 年 3 月農業委員会 農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）についての一覧表のとおりでありまして、再度 22 頁をお願い致します。計画（案）につきましては、農地中間管理事業を実施する公益財団法人 長崎県農業振興公社の要請により、市が公社に提出するもので、計画（案）は、議案第 16 号で説明致しました通りであります。

この計画（案）につきましては、全て農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項に掲げる各要件を満たしております。

なお、議案第 16 号の農用地利用集積計画の公告と、本配分計画（案）の決定は、同時施行と致します。

これによりまして、農地中間管理権を得た農地中間管理機構が農用地利用配分計画を定めて、県知事が利用配分計画を認可し、公告することによりまして、農地中間管理機構が受け手に農地を貸し付けるという手続きの流れになります。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長

はい、以上の説明でございますが、皆様方の意見を求めるという事であります。何かございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第 16 号と議案第 17 号は原案のとおり決定いたします。その旨回答いたします。

続きまして、議案第 18 号「農地中間管理事業における農用地利用配分計画変更（案）に関する意見について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

はい、26 頁をお願い致します。議案第 18 号「農地中間管理事業における農用地利用配分計画変更（案）に関する意見について」、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の 3 の規定により意見を求められております。

耕作者の変更になります。

既に農地中間管理機構が借り受けている農地

1 番 壱岐市石田町筒城西触 字長手 地目 田
面積 770 m²

配分計画の変更内容

変更前住所氏名

変更後住所氏名

変更前契約期間 平成28年12月10日～令和8年12月9日まで

変更後契約期間 令和3年5月10日～令和8年12月9日までに変更となります。

2 番 壱岐市石田町筒城西触 字長手 地目 田
面積 3,118 m²

変更前住所氏名

変更後住所氏名

変更前契約期間 平成28年12月10日～令和8年12月9日まで

変更後契約期間 令和3年5月10日～令和8年12月9日までに変更となります。

3 番 壱岐市石田町筒城西触 字長手 地目 田
面積 1,871 m²

変更前住所氏名

変更後住所氏名

変更前契約期間 平成28年12月10日～令和8年12月9日まで

変更後契約期間 令和3年5月10日～令和8年12月9日までに変更となります。

この計画変更（案）につきましては、全て農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項に掲げる各要件を満たしております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？

・ ・ 委員 議長。

議長 はい、・ ・ 番 ・ ・ 委員。

・ ・ 委員 釘ノ尾の・ ・ ・ ・ さんは私の担当地区でもありますし、これは契約をして耕作できないという事ですかね。どのようになっていますか。

事務局 議長。

議長 はい、事務局。

事務局 はい。契約を結ばれたのですが、一寸遠くて作りきらないという事で、解約は早めにあったのですが、農地中間管理機構が次の借り受け者を探すという事で草刈等の管理は機構が行っていましたが、今回、新たに・ ・ さんが借り受

けて作るという事になったものですから再度借受け者の設定という事になります。

・・・委員 議長。

議長 はい、・・・番・・・委員。

・・・委員 ・・・君は会社に勤めておってほしい自分はやれなくて、どんどん農地を借りておりました。受けかぶりのようになっておりました。はい、わかりました。

議長 外にございませんでしょうか？はい、外にないようでありましたら議案第18号は原案のとおり決定いたします。その旨回答いたします。

続きまして、その他の件をお願いします

事務局 ①4月の定例会の日程 令和3年4月23日（金）9時～

②農業委員会の令和3年度の予算について

③農業委員会職員の異動について

議長 皆さん方から何かございましたら。ございませんでしょうか。それでは皆さん方からのご意見も無いようでございますので、本日の総会の日程を終了させて頂きたいと思いますがよろしいでしょうか。【はいの声あり】

大変お疲れでございました。